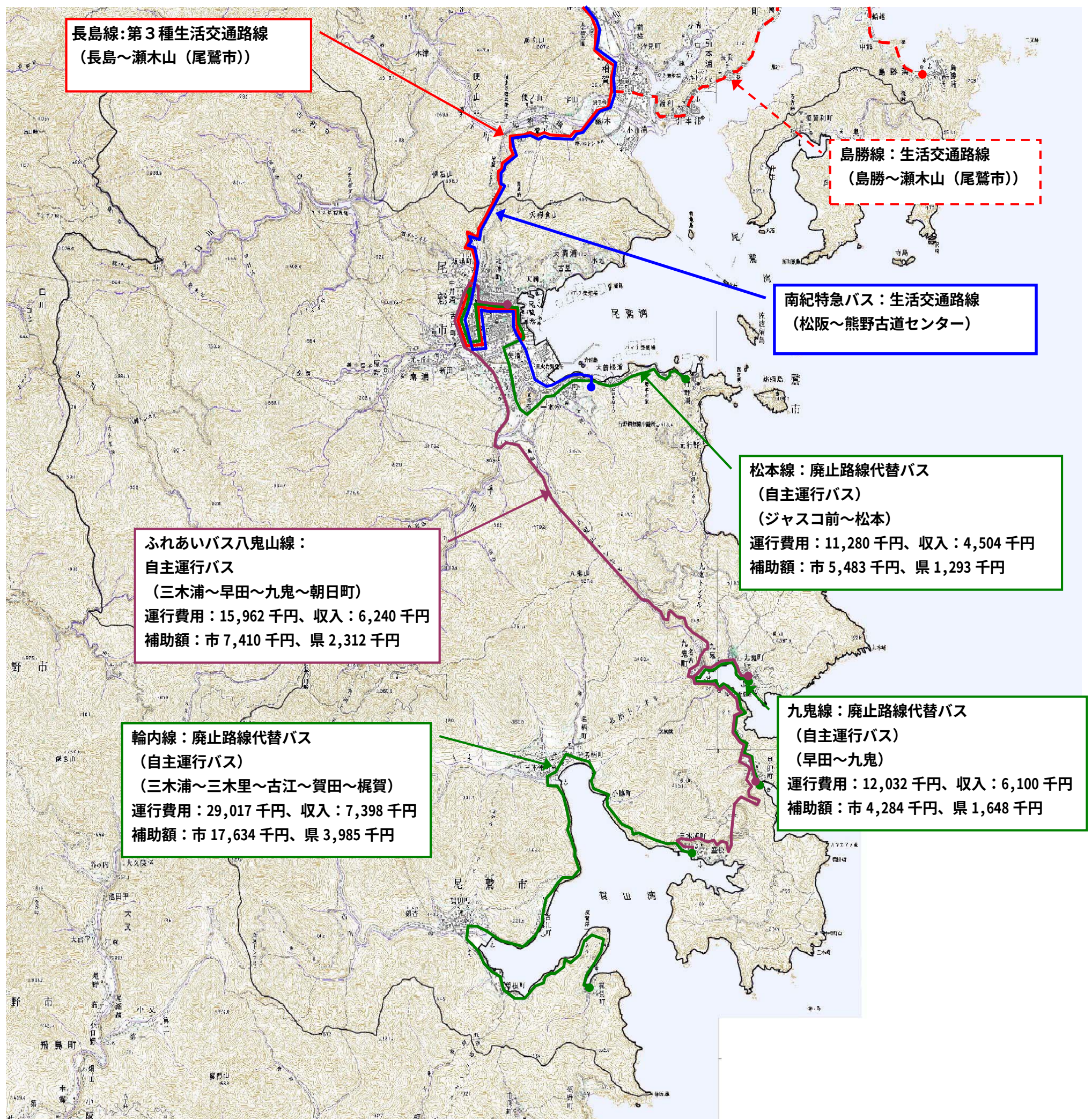


尾鷲市のバス路線



※ 1 生活交通路線

下記の要件を満たすバス路線。

- ・複数の市町村にまたがり、キロ程が10km以上
- ・1日当たりの輸送量が15人～150人
- ・1日当たりの運行回数が3回以上

補助内容：県(国1/2、県1/2)

※ 2 第3種生活路線

下記の要件を満たすバス路線。

- ・平均乗車密度が5人未満の赤字路線

補助内容：市町村(県1/2、市町村1/2)

※ 3 廃止路線代替バス：かつては営業路線(三重交通が営業活動として運行していた路線)であったが、赤字経営となり廃止された路線を市町村が自主的に住民サービスの維持を目的に運行しているバス。運賃設定は三重交通の料金設定に基づき算出している。

※ 4 自主運行バス：運輸局の許可を受けて市町村が自主的に運行しているバス。

※ 3、※ 4とも補助内容：市町村(県1/4、市町村3/4)

※ 5 各路線における運行費用・収入・補助額については、前年の10月から各年の9月までの数値を基に算出(自主運行バス等運行費補助金交付申請書の数値)